

## 児童・生徒・家庭に関する

## 「悩みごと・困りごと」相談窓口のご案内



- **ひとりで悩まないで気軽に相談してください!**
- **相談は無料で秘密は固く守られます。**



長野県子ども・若者育成支援推進本部南信州地方部（事務局：南信州地域振興局総務管理課）の構成機関（下記担当機関）等では、年間を通じて青少年の悩みごと、児童・生徒・家庭に関する悩みごとなどの相談窓口を設けています。

子どもの養育に係る経済問題、子どもの保育園・幼稚園・学校の生活で気になること、身体のこと、家庭の困りごと、ことばについて、いじめのこと・・・etc、何でもお気軽にご相談ください。

**相談は、児童・生徒本人はもちろん、ご家族の方などなたでも結構です。**

（面接相談を希望される場合は、**事前に連絡**をお願いします。）

特に7月は、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び「青少年に有害な社会環境排除県民運動強化月間」です。この機会に悩みがある方は、一人で悩まず下記関係機関にご相談ください。



## 青少年の悩みごと等相談窓口

電話相談受付時間（通年開設 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分）

項目	担当機関	電話番号	相談等の内容
● 児童に関わる相談	飯田児童相談所	0265-25-8300	家庭・学校のこと、子育てのこと
● 学校に関わる相談	南信教育事務所 飯田事務所	0265-53-0462 (午後5時まで)	不登校、いじめ、勉強のことなど
● いじめ等の悩み	飯田警察署生活安全課 阿南警察署生活安全・刑事課	0265-22-0110 0260-25-0110	いじめ、暴力、交友関係等
● 健康についての悩み	飯田保健福祉事務所	0265-53-0444	心身の健康に関する不安、エイズ、性感染症、アルコール・薬物依存など
● 青少年対策に関する情報	南信州地域振興局 総務管理課	0265-53-0402	青少年の健全育成対策に関する問合せ、情報提供等
● 子どもの人権相談	長野地方務局 飯田支局	0265-22-0014 (音声案内3番へ)	いじめ、差別、虐待など
● 青少年の消費者相談	南信消費生活センター	0265-24-8058 (午後5時まで)	ネット通販、デジタルコンテンツなどのトラブル

\*市町村役場においても相談を受付けています。お気軽にご利用ください。

編集・発行

長野県子ども・若者育成支援推進本部南信州地方部  
(事務局:南信州地域振興局 総務管理課)

# 長野県子ども支援センターは みんなの相談を待っています

困ったこと、つらいことで  
悩んでいるあなたへ  
友だちのこと、家族のこと、どんなことでも  
悩んだときは、話を聞かせてください  
秘密は必ず守ります



## 相談してみよう



### 電話で相談する



- 子ども専用ダイヤル(無料)・・・0800-800-8035
- 大人用・・・026-225-9330
- 相談できる曜日と時間  
月～土 午前10:00～午後6:00 (日曜日・祝日・年末年始は休み)

### メールで相談する



- メールアドレス
  - [kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp](mailto:kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp)
- ※お返事には、時間がかかることがあります。



子ども支援センター

### 会って相談する



- 場所 長野市大字南長野字幅下 692-2  
県庁こども・家庭課 児童相談・養育支援室
- ※会って相談する場合は、月曜日から金曜日になります。(予約制)

- 子どものいじめ、体罰など人権侵害に関することは、大人も相談できます
- 土曜日にも相談できます

長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ



## 長野県は子ども支援に取り組みます！

長野県の多くの子どもは、大人に見守られながら楽しく生活していますが、一方で、いじめ、体罰等に苦しみ、しかも自分を責めて我慢している子どもたちも存在します。

長野県は、このような子どもたちの相談・救済に主眼を置きつつ、子どもたちが将来に希望を持ち自ら成長する力を十分に発揮して育つことができる施策や取組が展開できるよう、平成26年7月に「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、子どもの様々な相談に応じる「長野県子ども支援センター」といじめ、体罰等による人権侵害から子どもを救済する「長野県子ども支援委員会」を平成27年4月に設置しました。

長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ



## 長野県子ども支援センターとは

子どもが抱えるいじめ、体罰等の悩みなど子どもに関する様々な悩みに幅広く対応する窓口です。子どものいじめ、体罰等の人権侵害に関することであれば、保護者などの大人からの相談も受けます。

なお、いじめや体罰といった子どもの人権侵害に関する相談で、解決が難しい案件については、長野県子ども支援委員会に申出することができます。

## 長野県子ども支援委員会とは

いじめ、体罰等による人権侵害に悩む子どもや保護者からの申出を受け、公平・中立な立場で調査・審議する機関です。

子ども支援委員会は、人権侵害に悩む子どもの最善の利益を実現するために必要な支援を行います。

## 長野県子ども支援センター等に関するお問い合わせは

長野県県民文化部 こども・家庭課 児童相談・養育支援室  
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2  
☎026-235-7099 ✉[kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp](mailto:kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp)